

国営平城宮跡歴史公園 第一次大極殿院建造物復原整備検討委員会 設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国営平城宮跡歴史公園第一次大極殿院建造物復原整備検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- （1）国営平城宮跡歴史公園の第一次大極殿院における建造物の復原整備に関すること
- （2）その他必要な事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及び協力委員で構成する。

- 2 委員は、国営飛鳥歴史公園事務所長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長は、副委員長を指名し、副委員長は委員長の不在又は委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

（運営及び会議）

第5条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

（設置期間）

第6条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、国営飛鳥歴史公園事務所に置く。

- 2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成22年 月 日から施行する。